

○西東京市障害者総合支援センター条例

平成22年12月 1 日 条例第24号

改正

平成23年12月20日 条例第31号
平成24年12月12日 条例第29号
平成26年 9 月18日 条例第19号
平成30年 3 月29日 条例第14号

西東京市障害者総合支援センター条例

(設置)

第 1 条 障害者の自立及び社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図ることを目的とするほか、地域社会の活動拠点として西東京市障害者総合支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 西東京市障害者総合支援センター

位置 西東京市田無町四丁目17番14号

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの調整に関すること。
- (2) 法第5条第18項に規定する相談支援に関すること。
- (3) 法第77条第1項第9号に規定する地域生活支援事業に関すること。
- (4) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める者をいう。以下同じ。）の就労の支援に関すること。
- (5) 障害者が地域において生活を営む上での生活能力の維持・向上のために必要な支援に関すること。
- (6) 第9条に定めるセンターの施設の貸出しに関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 3 条の 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち次に掲げるもの（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの施設、設備等（以下これらを「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) 第9条各号に掲げるセンターの施設の利用の承認に関すること。
- (4) 第9条第1号から第4号までに掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減額、免除及び還付に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(休館日及び利用時間)

第 4 条 センターの休館日（以下「休館日」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日
- 2 指定管理者は、特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 3 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 4 指定管理者は、特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの利用時間を変更することができる。

(施設)

第5条 センターの施設並びにセンターの施設の休業日、利用時間及び利用の対象者は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの施設の休業日及び利用時間を変更することができる。

(センター事業の利用の承認等)

第6条 第3条第1号から第5号までに定める事業（以下「センター事業」という。）を利用しようとする者は、指定管理者にセンター事業の利用の申請を行い、承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を行った者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他施設等の管理運営上に支障があるとき。

(センター事業の利用の承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定によりセンター事業の利用の承認を受けた者（以下この条において「事業利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター事業の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的を達成したとき。
 - (2) 疾病等により、長期の療養、治療等が必要になったとき。
 - (3) 市外に転出したとき。
 - (4) その他特に必要があるとき。
- 2 事業利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者に届け出なければならない。
- (1) 住所等を変更したとき。
 - (2) 承認を受けたセンター事業の利用を辞退するとき。

(利用者負担)

第8条 指定管理者は、第3条（第6号を除く。）に規定する事業を利用する者について、食事の提供に要する費用その他事業に係る原材料費等の実費相当額を当該者から徴収することができる。

(貸出し施設)

第9条 指定管理者は、センターの施設のうち次に掲げるもの（以下「貸出し施設」という。）を、別表第1の利用の対象者に貸し出すものとする。

- (1) 会議室A
- (2) 会議室B
- (3) 会議室C
- (4) 多目的室
- (5) 交流スペース（作品を展示する目的で利用する場合に限る。）
- (6) 作品展示スペース

(貸出し施設の利用の承認等)

第10条 貸出し施設を利用しようとする者は、あらかじめ貸出し施設の利用の申請を指定管理者に行い、承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を行った者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 営利を目的として貸出し施設を利用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 貸出し施設を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他貸出し施設の管理運営上に支障があるとき。

- 3 指定管理者は、貸出し施設の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(貸出し施設の利用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「貸出し施設利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出し施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 貸出し施設の利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- (2) この条例若しくは規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- (3) 災害、事故その他の事由により、貸出し施設の利用ができなくなったとき。
- (4) その他貸出し施設の管理運営上に支障があるとき。

2 前項の規定により、貸出し施設の利用を制限され、若しくは停止され、又は利用の承認を取り消されたことによって、貸出し施設利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

（利用料金の納付）

第12条 第9条第1号から第4号までに規定する貸出し施設（以下「有料施設」という。）の貸出し施設利用者（以下「有料施設利用者」という。）は、第10条第1項の規定により利用の承認を受けたときに、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減額又は免除）

第13条 指定管理者は、別表第3に定める基準に従い、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第14条 既に納められた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 有料施設利用者の責めに帰することができない理由により有料施設の利用をすることができなくなったとき。
- (2) 有料施設利用者から規則で定める日までに有料施設の利用の中止又は利用の内容の変更の申出があったとき。
- (3) その他特に必要があるとき。

2 前項ただし書の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 貸出し施設利用者は、貸出し施設の利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用の承認を受けた目的以外に貸出し施設を利用してはならない。

（貸出し施設の変更の禁止）

第16条 貸出し施設利用者は、貸出し施設に特別に設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第17条 貸出し施設利用者は、貸出し施設の利用を終了したときは、直ちに貸出し施設を原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により貸出し施設の利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときもまた同様とする。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第31条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 市長は、貸出し施設利用者又は指定管理者が前2項に規定する原状回復の義務を履行しなかったときは、貸出し施設利用者又は指定管理者に代わってこれを行い、その費用は貸出し施設利用者又は指定管理者の負担とする。

（損害賠償の義務）

第18条 施設等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（物品販売行為等の禁止）

第19条 センター及びその敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附金品の募集その他これら

に類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限及び退館)

第20条 指定管理者は、センターに入館する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 前号のほか、センターの管理運営上に支障があるとき。

(指定管理者の公募)

第21条 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(次条から第24条までにおいて「団体」という。)を公募するものとする。ただし、第31条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申込み)

第22条 団体は、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に指定管理者の指定の申込みをしなければならない。

(1) センターの事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(2) その他市長が必要とする書類

(欠格事由)

第23条 市長又は副市長が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体(市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。)は、指定管理者となることができない。

2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体(市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。)は、指定管理者となることができない。

3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第24条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理業務を行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補(以下「指定候補者」という。)に選定するものとする。

(1) センターの平等な利用を確保し、利用者へのサービスの向上を図ることができること。

(2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理業務ができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理業務を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定)

第25条 指定管理者の指定は、指定候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による市議会の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定期間)

第26条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第31条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第27条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第28条 市及び指定管理者は、管理業務に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第29条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第31条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務報告の聴取等)

第30条 市長は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第31条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 管理業務を継続することが適当でないとき。
- (3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (4) 第24条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により監督上される処分(指定管理者の指定を取り消す処分を除く。)については、西東京市行政手続条例(平成13年西東京市条例第14号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(個人情報の取扱い)

第32条 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を第28条に規定する協定に基づき講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第33条 指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開について、第28条に規定する協定に基づいた対応を行うものとする。

(市長による管理)

第34条 第31条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、臨時にセンターの管理業務を行い、別表第2に定める金額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第6条から第10条まで、第11条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第14条、第16条、第17条第1項、第19条並びに第20条並びに別表第2及び別表第3の規定を準用する。この場合において、第6条から第10条まで及び第11条第1項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条、第17条第1項、第19条及び第20条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第2備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第3 1の項中「指定管理者」とあるのは「市」と、同表4の項及び備考1中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同表備考3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月6日から施行する。

(有料施設の供用開始)

2 有料施設は、平成23年9月1日から供用を開始する。

(西東京市田無障害者福祉センターの利用者)

3 この条例の施行の際現に西東京市田無総合福祉センター条例の一部を改正する条例(平成22年西東京市条例第23号)による改正前の西東京市田無総合福祉センター条例(平成13年西東京市条例第

96号)の規定により西東京市田無障害者福祉センターの事業の利用の承認を受けている者は、第3条第2号に規定する事業の利用の承認を受けた者とみなす。

附 則 (平成23年12月20日条例第31号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日条例第29号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月18日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成27年4月1日

(2) 第3条及び次項から附則第5項までの規定 平成27年10月1日

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の西東京市障害者総合支援センター条例(以下「旧条例」という。)の規定により平成27年10月1日前になされた処分、手続その他の行為は、それぞれ第3条の規定による改正後の西東京市障害者総合支援センター条例(以下「第3条改正条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成27年10月1日前に支払を受けた使用料で同日以後に係るものについては、第3条改正条例の規定による利用料金とみなす。

4 第3条の規定の施行の際、旧条例の規定により第3条第1号から第5号までに規定する事業の利用の承認を受けている者は、第3条改正条例の規定により当該事業の利用の承認を受けている者とみなす。

5 第3条の規定の施行の際、旧条例の規定により第9条に規定する貸出し施設の利用の承認を受けている者は、第3条改正条例の規定により当該貸出し施設の利用の承認を受けている者とみなす。

附 則 (平成30年3月29日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条、第9条関係)

施設	休業日	利用時間	利用の対象者
相談支援センター	休館日及び毎週日曜日	午前9時から午後6時まで	市内に在住する障害者並びにその介護者及び家族
地域活動支援センター	休館日及び毎週日曜日	1 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前10時から午後7時30分まで 2 水曜日 正午から午後6時まで 3 土曜日 午前10時から午後6時まで	市内に在住する18歳以上の障害者並びにその介護者及び家族
障害者就労支援センター	休館日並びに毎週日曜日及び土曜日(ただし、第1土曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで	市内に在住する18歳以上の障害者
生活訓練室	休館日並びに毎週日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで	市内に在住する障害者
会議室A、会議室B及び会議室C並びに多目的室	休館日	午前9時から午後9時30分まで	市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらを含む団体

交流スペース（作品を展示する目的で利用する場合）及び作品展示スペース	休館日	午前 9 時から午後 9 時30分まで	市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらを含む団体
------------------------------------	-----	---------------------	--------------------------------

別表第 2（第12条関係）

有料施設	利用時間の区分			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時30分から午後 9 時30分まで）	全日（午前 9 時から午後 9 時30分まで）
会議室 A	700円	900円	900円	2,500円
会議室 B	400円	500円	500円	1,400円
会議室 C	400円	500円	500円	1,400円
多目的室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円

備考

- 1 有料施設の利用時間には、準備及び原状回復の時間を含む（承認された利用時間のほかに準備等で有料施設を利用することはできない。ただし、次項において有料施設の利用時間の超過について承認をされている場合は、この限りでない。）。
- 2 有料施設の利用時間の超過については、有料施設の管理運営上において支障がない場合に限り 1 時間以内において承認し、当該超過に係る利用料金は、各利用時間の区分の利用料金の 1 時間に相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）を徴収するものとする。ただし、午前と午後の利用時間の区分又は午後と夜間の利用時間の区分を引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。

別表第 3（第13条関係）

利用区分	減額又は免除
1 指定管理者が主催し、又は共催する事業等で利用するとき。	免除
2 登録団体が利用するとき。	免除
3 障害者等が利用するとき。	免除
4 その他指定管理者が必要と認めるとき。	免除又は 2 分の 1 を減額

備考

- 1 この表において「登録団体」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が過半数を占め、障害者の福祉の充実又は社会参加の拡大につながる活動をする市内の団体のうち、指定管理者に団体登録の申請を行い、承認を受けたものをいう。
- 2 この表において「障害者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者
 - (3) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者
 - (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- 3 減額後の利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。